

## 椋山女学園大学における内部質保証に関する方針

椋山女学園大学（以下「本学」という。）の理念、教育目的を実現し、その使命を果たすため、教育、研究、社会貢献等の諸活動を恒常的に改善し、質の向上を図るとともに、社会への説明責任を果たすことを目的として、次のとおり、内部質保証の方針（以下「本方針」という。）を定める。

### 1 方針

#### （1）中長期計画に基づく計画的な事業活動

大学としての中長期計画を定め、それに基づく単年度ごとのアクションプランを策定し、計画的に事業活動を行う。

#### （2）担当部署別の自己点検・評価及び全学的な自己点検・評価

法令に基づき実施する本学の自己点検・評価は、各学部、各研究科、図書館、国際交流センター、入学センター、大学情報教育開発センター、社会連携センター、キャリア育成センター及び認証評価の項目に該当する関係の諸委員会並びに事務局（以下「担当部署」という。）において行い、さらに、担当部署別の点検・評価結果を踏まえて行う全学的な自己点検・評価の二段階で行う。また、法令に基づき、本学が認証評価機関による認証評価を受ける場合も、上記と同様に二段階の自己点検・評価を行う。

なお、自己点検・評価及び認証評価の評価対象は、教育活動に関する事項、研究活動に関する事項、社会貢献に関する事項、大学運営に関する事項、その他自己点検・評価及び認証評価に関する重要事項とし、自己点検・評価の結果は「大学年報」に取りまとめ、「大学年報」を基礎にして、認証評価を受けるための「認証評価報告書」を作成する。

#### （3）事業の実施、評価と計画の連動による内部質保証

中長期計画に基づいて策定したアクションプランを実行し、各担当部署ごとの自己点検・評価結果及び全学の自己点検・評価結果に基づき、各担当部署の教育研究等に関する事業計画及び全学のアクションプランを毎年度改定し、事業の実施、評価と計画を連動させるPDCAサイクルによって恒常的に改善・改革を推進する。

#### （4）教育研究等の客観的なデータに基づく点検・評価活動

学生を対象とするアンケート調査等により、本学の教育研究活動等に関する情報の収集と分析を行い、大学の基礎データを始め、教育研究の実態や成果に関する客観的なデータに基づき、自己点検・評価及び内部質保証に関する信頼性の高い活動を行う。

#### （5）第三者検証による質保証

本学の自己点検・評価及び内部質保証に関する活動の水準を維持、向上させるため、定期的に第三者による検証を行う。

## (6) 社会への公表

本学の全学的な自己点検・評価結果、第三者による検証結果及び外部の認証評価機関による大学評価結果については、「大学年報」等の作成や大学 web ページ上への掲載を通じて、広く学内外に公表する。

## 2 組織体制及び各組織の責任と権限

### (1) 大学運営会議

本方針の下、大学全体（大学院を含む。）の教学マネジメント推進組織として、全学の内部質保証推進の責任を担うとともに、全学的な自己点検・評価を行うための企画、立案、実施及び統括、認証評価を受けるための実施計画の策定及び実施、「大学年報」及び「認証評価報告書」の作成及び公表を行う。各担当部署からの点検・評価結果の取りまとめ、及び全学的な自己点検・評価実施の際には、大学運営会議の下に作業実施のためのWGを設置して行う。

学長は、全学的な自己点検・評価及び認証評価の結果に基づき、各担当部署の長に対してその報告及び業務改善の指示を行うとともに、次年度のアクションプランを策定するなど、その改善に努めなければならない。

### (2) 各学部教授会、各学部における学部長・学科主任等を構成員とする運営組織、各研究科委員会及びその他の担当部署における委員会等

本方針の下、各学部教授会及び各研究科委員会は各学部・研究科の内部質保証推進の責任を担う。また、各学部設置された学部長・学科主任等を構成員とする運営組織（以下「運営委員会又は運営会議」という。）及び各研究科委員会において、学長の指示（必要に応じて開催する自己点検・評価に関する説明会）に基づき自己点検・評価を行い、各学部・研究科ごとに「自己点検・評価報告書」を作成した上で自己点検・評価結果を学長へ報告する。

同様に、その他の担当部署においても、各委員会等はそれぞれの内部質保証推進の責任を担うとともに、自己点検・評価を行う。

各担当部署の長は、全学的な自己点検・評価及び認証評価の結果に基づく学長からの業務改善の指示を受け、その改善に努めなければならない。

### (3) 大学協議会、大学院委員会

大学運営会議で作成する本学の中長期計画（案）については、大学協議会及び大学院委員会において審議する。

大学運営会議が行った全学的な自己点検・評価結果及び認証評価報告書の内容については、学長が大学協議会及び大学院委員会に諮問し、答申を得ることとする。

### (4) 大学IR室

学長の指示の下、本学の教育研究及び大学運営に関する情報収集・管理、分析、提案等に関する業務を行い、大学運営会議及び各学部・研究科等の担当部署に情報提供を行う。

(5) 理事会、大学改革審議会

学長から理事長へ提出された本学の中長期計画（案）については、理事長の諮問機関である大学改革審議会で審議した後、理事会に報告する。

学長は、大学協議会から答申を得た全学的な自己点検・評価結果及び認証評価報告書の内容を、理事会に報告する。

3 組織図

